

目論見書補充書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面、手数料に関する書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

投資信託は**元本保証のない金融商品**です。また、投資信託は**預貯金とは異なります**。当ファンドは、実質的に値動きのある有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格変動等により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの**運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属**します。

【手数料など諸費用について】

ファンド名称：CAMベトナムファンド

【お客様が直接的に負担する費用】	
購入時手数料 (申込手数料)	購入時に、購入金額に下表の手数料率を乗じて算出された額
信託財産留保額	1 万口当たり換金申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.50%
【お客様が信託財産で間接的に負担する費用】	
運用管理費用 (信託報酬)	① 固定報酬 ファンドの日々の純資産総額に対して年率 2.618%（税抜 2.38%） ② 実績報酬 ハイウォーターマーク方式による実績報酬 22%（税抜 20%）を、委託会社報酬に加え、別途いただきます。
その他費用・ 手数料	監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、保管費用等を信託財産でご負担いただきます。※「その他費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表記できません。

※ファンドの費用の総額は、お客様のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

【手数料率】

下記手数料率は金額指定の場合です。いずれも口数指定のお買付けが可能で手数料率は同じです。

分配金受取コース 申込単位 1 万円以上 1 円単位	購入金額		手数料率
	～ 3,000 万円未満		3.30%（税抜 3.00%）
	3,000 万円以上	～ 1 億円未満	2.20%（税抜 2.00%）
	1 億円以上	～	1.10%（税抜 1.00%）

自動継続コース 申込単位 1 万円以上 1 円単位	購入金額		手数料率
	～ 3,000 万円未満		3.30%（税抜 3.00%）
	3,000 万円以上	～ 1 億円未満	2.20%（税抜 2.00%）
	1 億円以上	～	1.10%（税抜 1.00%）

※自動継続コースにより分配金を再投資する場合は、手数料は徴収いたしません。

【ご参考】手数料計算例

金額指定でのお買い付けの場合

購入金額に、購入時手数料を加えた合計額が指定金額（お支払いいただく金額）となるよう購入口数を計算します。例えば、基準価額 10,000 円の投信を 100 万円の金額指定で購入する場合、指定金額の 100 万円の中から購入時手数料 3.30%（税込）をいただきますので、100 万円全額が投資信託の購入金額とはなりません。手数料は 3 万 1,945 円となります。

口数指定でのお買い付けの場合

基準価額 10,000 円で 100 万口購入の場合

購入金額 = (10,000 円 / 1 万口) × 100 万口 = 100 万円

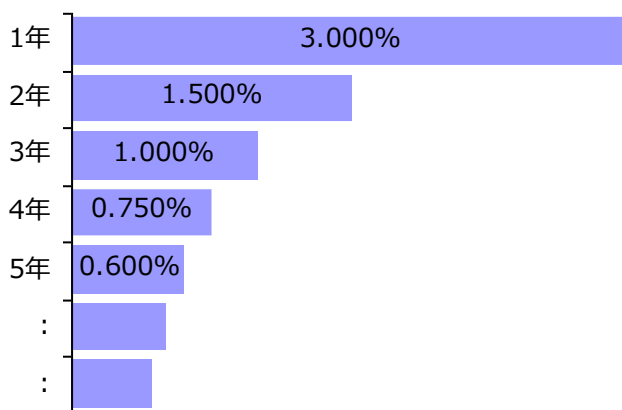
購入時手数料 = 購入金額 (100 万円) × 3.30% (税込) = 33,000 円

手数料は 3 万 3,000 円となります。

(ご留意事項)

投資信託の販売手数料は購入時にご負担頂くものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりのご負担率は次第に減っていきます。

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜）】



当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【ご投資にあたっての留意点】

投資信託にかかるリスクおよび手数料等は、それぞれの投資信託により異なりますので、当該投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下がります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- お客様のファンドの購入価額によっては、分配金の一部もしくは全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり益が小さかった場合も同様です。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様に郵送いたします。

当社の概要

商号等	キャピタル・パートナーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 62 号
所在地	<本社・本店> 〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目 13 番 7 号 四国ビルディング
加入協会	日本証券業協会 / 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC [※])
資本金	1,000 百万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1999 年 12 月 27 日
連絡先	03-3518-9300 またはお取引のある支店にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目 13 番 7 号 四国ビルディング

電話番号：03-4543-1131（投資相談室）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC[※]）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

※ FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

投資信託の基準価額変動に関するお知らせ

当社ではアフターフォローの一環として国内公募投資信託の基準価額が5%以上下落した際、当社のホームページの「お知らせ」ページにて投資信託委託会社のレポートをご覧いただくことができますので、ご利用いただけますようお願い申し上げます。

【ホームページURL】 <https://www.capital.co.jp/jp/topix/>